

令和2年6月22日

上田市剣道スポーツ少年団
分団責任者 各位
剣道教室責任者 各位

上小剣道連盟少年部部長
上田市剣道スポーツ少年団団長
市村 恵一

稽古再開計画書提出後の再開に向けたガイドラインについて

6月4日付けの全日本剣道連盟(全剣連)による「対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(全剣連ガイドライン)が通知され、「対人稽古自粛のお願い」が6月10日に解除されました。これを受け、6月9日付けで長野県剣道連盟(長野剣連)による「稽古再開に向けたガイドライン」(長野県ガイドライン)が通知されました。長野剣連の上小支部である上小剣道連盟(上小剣連)の傘下にある剣道スポーツ少年団及び剣道教室における稽古再開に向けたガイドラインを作成し、上小剣連にて内容を確認、承認をいただきました。

つきましては、稽古再開については下記の点に十分注意していただき慎重に対応していただきますよう改めてお願い申し上げます。

記

冒頭にもありますが、原則は全剣連ガイドライン、長野県ガイドラインから逸脱しないことが求められております。

全剣連ガイドライン、長野県ガイドラインに沿った対人稽古の再開に向けた基本方針は

- 参加者の安全を最優先し、稽古再開による事故等の防止に努める
- スポ少及び教室から新たな新型コロナウイルス感染者をださないようにする
- 再度、対人稽古の自粛にならないようにする

の3点です。

併せて、引き続き「移動の自粛」「新しい生活様式」「3密の回避」を前提とした感染防止に努めた慎重な対応をお願いします。

具体的な対人稽古再開に向けたプログラム

・活動(稽古)再開時期(対人稽古を除く)

公共施設はすでに使用可能となっておりますが、学校関係の施設は 7 月 1 日(水)以降の正式開放となっております。従って、活動(稽古)再開は 7 月 3 日(金)以降とし、本格的な対人稽古再開時期については、参加者の安全を第一とし、稽古に必要な各種条件(面マスク、シールド、体力の回復等)が整い安全が確保できた段階で対人稽古へ移行する。

・活動(稽古)時間

4 か月間の自粛による参加者の体力低下、夏場に向かった熱中症対策などに鑑み、当面の間は概ね 1 時間以内とする。特に熱中症対策のため十分な休憩時間を設けること。稽古時間は参加者の体力回復状況を見ながら調整すること。

・対人稽古までの準備としての活動内容

※道場内で活動する場合は、必ず面マスクを着用すること

I. ストレッチや準備体操

参加者や指導者のソーシャルディスタンス(物理的距離=最低 2m 以上)を取り、且つ、対面とにならないようにした上で行う。

発声にも注意し、飛沫を受けないよう工夫する。

II. 基礎的動作練習

[素振り]

参加者や指導者のソーシャルディスタンス(物理的距離=最低 2 m 以上)を取り、且つ、対面とにならないようにした上で行う。

発声は十分注意し、飛沫を受けないよう工夫する。

[足さばき、踏み込み]

ソーシャルディスタンス(物理的距離=最低 2m 以上)を十分に取り、対面とにならないようにした上で行う。

発声は十分注意し、飛沫を受けないよう工夫する。

[打ち込み稽古(面を付けない)]

参加者間の距離、ソーシャルディスタンス(物理的距離=最低 2m 以上)を取りながら、実施する。

・対人稽古の段階的な実施

対人稽古までの準備期間を十分に取った後、基礎的動作練習の後、フェイスシールドなど適切な対応を準備した上で、段階的に取り入れる。指導者は必ず自身で面マスク、シールドを装着し体験した上で指導にあたること。ガイドラインでは概ね 15 分程度から開始し、その後徐々に 30 分程度までとしている。

決して拙速に時間を延ばさず、安全を十分確保し段階的に実施する。

・参加者の感染防止にむけた周知内容

活動(稽古)再開に際し感染防止及び安全策から以下の項目を周知・徹底する。

[参加者の安全策として]

- ①施設と自宅の移動時はマスクを着用する
- ②自宅にて検温と稽古着に着替えて施設へ移動する
- ③施設の入退室にはアルコールで手指消毒を行う
- ④活動(稽古)前及び後は手洗い、うがい、アルコールでの手指消毒を行う
- ⑤活動(稽古)前に参加者は必ず
 - 1) 「稽古参加確認表」の各項目を確認し、すべての項目が「いいえ」となることが参加条件です 又は、
 - 2) 「問診票一覧表」の設問に保護者が記入し 検温(37.5℃以下)以外はすべて「×」が参加条件です

稽古参加確認表は都度稽古時持参し、責任者へ提出する

- 1) または2) のいずれの方法を採用するかは各団体に任せますが、いずれの方法であっても必ず体調の確認を実施し、少しでも体調に不良を感じる場合には絶対に無理をして参加させないことを徹底する

[主催者の安全対策義務として(参加者の安全策以外に実施すべきこと)]

- ①施設にはアルコール手指消毒液を準備し、共有部分(入口扉ノブや接触することが予想されるような部分)の除菌を事前・事後おこなう
- ②参加者(主催者側含め)全員の「問診票付き出席簿」を都度確認し保管する
- ③施設側が安全管理上求める「施設運用の管理表」等が別途ある場合には、その管理表を施設側へ責任をもって提出する
事前に施設側へ確認すること
*仮に参加者が罹患していたことが判明した場合、濃厚接触者としての情報管理に使用するためと考える
- ④主催者側は「稽古安全対策チェック表」書式3を都度作成し、安全対策の管理を行う
- ⑤新型コロナウイルス感染防止のみならず、熱中症対策もしっかり行う
- ⑥施設の窓や扉は開放し、換気を常に心がけ、扇風機や送風機を積極的に利用する。「稽古安全対策チェック項目」
- ⑦休憩時間に参加者が密集しないよう分散して休憩するよう指導する
- ⑧施設の大きさに反し、参加者が比較的多く、参加者同士の間隔が十分取ることができない場合には、少人数に分けて時間をずらして活動することも考える
- ⑨施設の更衣室は利用しない
- ⑩稽古参加確認表及び稽古安全対策チェック表は1年間保管する

以上

稽古 安全対策チェック表

主催団体名 _____

稽古日 令和 年 月 日 会場 _____

参加人数 ・未就学児 名 ・小学生 名 ・中学生 名
 ・高校生 名 ・大学生 名 ・一般 名 計 名

		項 目	確認欄
稽古前	1	床、共用道具(打ち込み台など)、共用箇所(会場出入り口のドアノブ、手すりなど)等の清掃、除菌をする	
	2	稽古会場内が密閉状態になっていない ※窓や扉を開けて換気している	
	3	参加者の健康状態が良好である ※稽古参加確認票で確認する	
	4	参加者に手洗い、うがい、アルコールによる手指の除菌を呼びかける	
	5	更衣室内の密集を避けるため、交代で使用するなど対策している	
稽古中	6	参加者の密集を避けるため、準備体操、素振り等の行い方や隊形を工夫している ※一列になって同一方向を向く、向かい合う場合や2列以上になる場合およそ2mの間隔を取る、発声を極力控える など	
	7	参加者は、飛沫の飛散防止等のため、マスクを着用している	
	8	参加者は、相手からの飛沫防止のため、シールドを着用している(推奨)	
	9	対人的な稽古は、2部制の導入や方法を工夫して、密集にならない適正な人数で行っている	
	10	元立ち間の間隔を2m以上取り、密集にならないよう注意している	
	11	飛沫飛散を防止するために発声を極力控えたり、鏝競り合いを避けたりするなど、留意事項に配慮した稽古内容になっている	
	12	感染リスクに配慮した稽古時間(全体)を設定している ※1hを目安とする	
	13	参加者の健康状態を確認し、こまめに水分補給や休息を取っている	
14	窓や扉の開閉、送風機の使用により、換気の対策を取っている		
稽古後	15	参加者の健康状態を確認する	
	16	参加者に手洗い、うがい、アルコールによる手指の除菌を呼びかける	
	17	床、共用道具(打ち込み台など)、共用箇所(会場出入り口のドアノブ、手すりなど)等の清掃、除菌をする	

〈注意事項〉

☆この表は「対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(R2.6.4 一般財団法人全日本剣道連盟 制定)を元に作成されていますが、感染予防のために最低限必要と考えられる項目を挙げたものであり、新型コロナウイルス感染症の感染防止を保証するものではありません。

☆稽古日ごと各項目を確認し(○をつける)、感染予防に十分配慮し、慎重な活動を心がけてください。

《一般財団法人 長野県剣道連盟》





